

昭和四十三年法律第八十三号

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 法令の適用の暫定措置（第三条—第八条）

第三章 権利の調整等（第九条—第十七条）

第四章 村の設置（第十八条—第二十五条）

第五章 現地における行政機関の設置（第二十一条—第二十九条）

第六章 雜則（第三十条—第三十六条）

第七章 罰則（第三十七条—第三十九条）

附則 第一章 総則
(趣旨)

この法律は、小笠原諸島（婦嫗岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。以下同じ。）の復帰に伴い、法令の適用についての暫定措置その他必要な特別措置を定めるものとする。

第一条 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、小笠原諸島の復帰に伴い、旧島民（昭和十九年三月三十一日に小笠原諸島に住所を有していた者で、この法律の施行の日の前日において小笠原諸島以外の本邦の地域に住所を有するものをいう。以下同様）ができるだけすみやかに帰島し、生活の再建をすることができるよう配慮するとともに、この法律の施行の際現に小笠原諸島に住所を有する者の生活の安定がそこなわれるることないように努めなければならない。

第二章 法令の適用の暫定措置

最高裁判所裁判官の国民審査及び公職の選挙に関する暫定措置

この法律に特別の定めがあるもののほか、当分の間、小笠原諸島における最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）による国民審査及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙については、政令で特別の定めをすることができる。（国民年金の特例）

この法律の施行の際現に小笠原諸島に住所を有する者に対する国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

（労働者災害補償保険及び失業保険の特例）

この法律の施行の日の前日までの間に小笠原諸島において行なわれていた事業又は小笠原諸島にあつた事務所で政令で定めるものに使用されていた者については、政令で、労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）及び失業保険法（昭和二十一年法律第一百四十六号）の規定の適用につき特例を設けることとする。

（合衆国軍隊関係離職者に対する特例）

この法律の施行の日の前日までの間に小笠原諸島にあつたアメリカ合衆国軍隊及びその関係機関で政令で定めるものに労務を提供するために雇用されていた者のうち、小笠原諸島の復帰に伴うアメリカ合衆国軍隊の撤退等により離職を余儀なくされた者については、政令で、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定の適用につき特例を設けることができる。（農地法の施行停止）

（農地法の施行停止）

小笠原諸島においては、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）は、政令で定める日の前日までは施行しない。

（農地法の施行停止）

目的で他人の土地を引き続き六ヶ月以上使用している者（その所有者との間に締結された賃貸借契約に基づき使用している者を除く。）があるときは、当該所有の目的で使用している土地について、その所有者は、その使用している者のために従前の使用の目的に従い賃貸借権を設定したものとみなす。

前項の規定による賃貸借権（以下「法定賃借権」という。）の存続期間は、借地法（大正十年法律第四十九号）第二条第一項本文の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から十年とする。ただし、当事者が、同条の規定にかかるわらず、その合意により別段の定めをすることを妨げない。

法定賃借権（国有の土地に係るもの）を除く。）に係る賃貸借の借貸その他の条件について当事者間に協議がととのわないときは、当事者は、第二十六条に規定する小笠原総合事務所の長（以下「小笠原総合事務所長」という。）にあつてせんを求めることができる。

建物の所有を目的とする法定賃借権を有する者は、この法律の施行の日から一年以内に当該賃借権又は建物の登記をしたときは、当該賃借権をもつて、この法律の施行の日から第三者に對抗することができる。

（賃借権に係る裁判）

法定賃借権に係る賃貸借の借貸その他の条件について当事者間に協議がととのわないときは、申立てにより、裁判所は、類似の土地に係る賃貸借の条件、土地又は建物等の状況その他一切の事情を参照して、これを定めることができる。

前項の規定による裁判は、法定賃借権に係る土地の所在地を管轄する地方裁判所が、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）によつて行う。

第一項の規定による裁判は、法定賃借権に係る土地の所在地を管轄する地方裁判所が、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）によつて行う。

第一項の規定により土地を使用した場合には、国又は地方公共団体は、当該土地を使用することによってその所有者及び関係人（当該土地の使用の時期に土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第五条に規定する権利を有する者及びその承継人をいう。第三十四条第四項において同じ。）が通常受けれる損失を補償しなければならない。

第一項の規定により土地を使用した場合には、國及び地方公共団体以外の者は、この法律の施行の際小笠原諸島に存する施設又は工作物を、土地收回法その他の法令により土地を收回し又は使用することができる事業の用に供しようとする場合において、当該施設又は工作物が他人の所有する土地にあるときは、小笠原総合事務所長の承認を得て当該土地を使用することができる。この場合において、前三項の規定ができない場合において、政令で定めたところにより小笠原諸島に存する国有の土地（以下この条において「国有地」という。）の貸付け又は当該賃借権の目的となつた土地と国有地とを交換することができる。

地との交換を申し出たときは、国は、政令で定めるところにより、その申出をした者の土地の使用の目的に応じ、適当と認める国有地を貸しそれと交換することができる。

施設又は工作物（アメリカ合衆国軍隊が使用していいた区域を含む。）のうち、公用（条約に基づく提供の用を含む。次条第二項において同じ。）又は公共の用に供するものとして国又は地方公共団体が決定したものが、他人の所有する土地にあるときは、国又は地方公共団体は、次項から第四項までの規定に従つて当該土地を使用することができる。

（使用権の設定）

この法律の施行の際小笠原諸島に存する施設又は工作物（アメリカ合衆国軍隊が使用していいた区域を含む。）のうち、公用（条約に基づく提供の用を含む。次条第二項において同じ。）又は公共の用に供するものとして国又は地方公共団体が決定したものが、他人の所有する土地にあるときは、国又は地方公共団体は、次項から第四項までの規定に従つて当該土地を使用することができる。

（使用権の設定）

6 前各項に定めるもののはか、第一項及び前項の規定による土地の使用について必要な事項は、政令で定める。
(旧小作地に係る特別賃借権の設定)

6 基準日に存していた耕作を目的とする賃貸借についてこの法律の施行前に貸貸人から解約の申入れがされ、この法律の施行の日から一年を経過する日までの間にその賃貸借が終了していない場合におけるその解約の申入れは、その効

(小笠原諸島周辺の海域における漁業の操業制限)

三条第三項の規定の適用については、同項中「地方自治法第七条第六項（市町村の設置の告示）」の告示による当該市町村の設置の日」と

6 前各項に定めるもののはか、第一項及び前項の規定による土地の使用について必要な事項は、政令で定める。
(旧小作地に係る特別賃借権の設定)

6 基準日に存していた耕作を目的とする賃貸借についてこの法律の施行前に貸貸人から解約の申入れがされ、この法律の施行の日から一年を経過する日までの間にその賃貸借が終了していない場合におけるその解約の申入れは、その効

(小笠原諸島周辺の海域における漁業の操業制限)
第十六条 小笠原諸島周辺の海域で農林省令で定めるものにおいて定置漁業及び区画漁業以外の漁業で農林省令で定めるものを當もうとする者

三条第三項の規定の適用については、同項中「地方自治法第七条第六項（市町村の設置の告示）」の告示による当該市町村の設置の日」とあるのは、「自治大臣の指定する日」と読み替えるものとする。

法定賃借権の目的となつた土地又は前項の申出のあつた時において國若しくは地方公共団体が権利を有する土地で公用若しくは公共の用に供するものと定められているもの（政令で定めるところにより公示されたものに限る。）については、その申出は、その効力を生じない。

土地所有者等は、第一項の申出を受けた日から六十日以内に拒絶の意思を表示しないときは、その期間満了の時に、その申出を承諾したものとみなす。

土地所有者等は、基準日からこの法律の施行後一年を経過するまでの間に第一項に規定する賃借権に係る賃貸借が合意により解約される場合その他政令で定める特別の理由がある場合でなければ、同項の申出を拒絶することができない。

前三項に定めるもののほか、第一項の申出をしようとする者がその申出に係る土地の土地所有者等を知ることができず、又はその所在を知ることができない場合の申出その他同項の申出に関し必要な事項は、政令で定める。

2 土地所有者等は、前条第一項の規定により設定された賃借権を有する者がその設定された日から相当の期間を経過してもなおその賃借権に係る土地について耕作（開墾を含む。）をしていないときは、東京都知事の承認を受けて、その賃借権に係る貸貸借の解除をすることができる。

3 第一項の許可又は前項の承認を受けないでした行為は、その効力を生じない。

4 前条及び前三項に定めるもののはか、特別賃借権に関する必要な事項は、政令で定める。
（旧小作地についての賃借権に係る裁判）

第十五条 第十条の規定は、第十三条第一項の規定による賃貸借の借貸その他の条件について当事者間に協議がとのわいの場合について準用する。この場合において、第十条第一項中「土地又は建物等の状況」とあるのは、「従前の権利の内容、その土地の自然的条件」と読み替えるものとする。

業権の設定の出願をしたときは、当該旧鉱業権者との競合を避けるため鉱物の目的の範囲を定めることとする。この規定は、当該旧鉱業権者の鉱区であつた区域についても、その者は、他の出願に対し優先権を有するものとし、同法第十四条第三項の規定は、その出願には適用しない。

(村の設置)

第四章 村の設置

(村の設置)

第十八条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十号）第五条第一項及び第七条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日に、東京都に属する小笠原諸島の区域をもつて小笠原村を置く。

(旧村の権利義務の帰属)

第十九条 旧大村、旧扇村袋沢村、旧沖村、旧北村又は旧硫黄島村に属していた権利義務は、小笠原村に帰属する。

(設置選挙の特例)

第二十条 小笠原村の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙に関する公職選挙法第三十

(条例の制定手続の特例)

第二十三条 小笠原村においては、議会が成立するまでの間は、地方自治法第九十六条第一項第一号の規定にかかわらず、職務執行者が村政審議会の意見をきいて、条例を設け又は改廃することができる。

第二十四条 小笠原村の長は、最初に招集された議会において、前項の規定による条例の制定について、その承認を求めなければならぬ。

(議決事項の特例)

この間においては、その事務を管理し及び執行する場合において、地方自治法その他の法令により議会の議決を要することとされているときは、これらの法令の規定にかかわらず、当該議決に代えて村政審議会の意見をきかなければならない。

6	前各項に定めるもののほか、第一項及び前項の規定による土地の使用について必要な事項は、政令で定める。
第十三条 (旧小作地に係る特別賃借権の設定)	小笠原諸島内にある土地につき昭和十九年三月三十一日(以下この章において「基準日」という。)において耕作(耕作に必要な防風林、道路、水路、ため池その他の施設の設置又は利用を含む。以下この条及び次条において同じ。)を目的とする地上権、永小作権又は賃借権(政令で定める理由による一時貸付けに係るものと除く。)を有していた者(基準日においてこれらの権利に係る土地をこれらの者に貸し付けていた者を除く。又はその一般承継人の(その承継の時ににおいてその被承継人がこれらの権利を有していた場合にあつては、その権利を承継した者)である個人は、基準日からこの法律の施行後一年を経過するまでの間にこれらの権利が消滅している場合には、その日の翌日から一年以内に、これらの権利に係る土地の所有者又は政令で定めるこれらの権利を有する者(以下この条及び次条において「土地所有者等」という。)に対し、耕作の目的で賃借の申出をすることによつて、相当な賃貸借の条件で、その土地を賃借することができる。この場合には、その条件のうち存続期間については、定めがないものとする。
7	第一項の規定により設定された賃借権又は小笠原諸島内にある土地につき基準日に存していれた耕作を目的とする賃借権(この法律の施行の際存するもの(次項及び次条において「特別賃借権」と総称する。)に係る賃貸借の借賃その他他の条件について当事者間に協議がととのわないとときは、当事者は、東京都知事にあつせんを請求することができる。
8	特別賃借権を有する者は、その特別賃借権の登記がなくても、この法律の施行の日から第七条第一項の政令で定める日(次条第一項において「農地法施行日」という。)の前日までにその特別賃借権に係る土地について権利を取得した第三者に対抗することができる。
第十四条 (特別賃借権に係る賃貸借の当事者)	農地法施行日の前日までは、東京都知事の許可を受けなければ、その特別賃借権を譲渡し、若しくはその特別賃借権に係る土地を転貸し、又はその特別賃借権に係る賃貸借の解除(次項の規定による解余を除く。)を、告げくは済み

第十六条 小笠原諸島周辺の海域における漁業の操業制限
（小笠原諸島周辺の海域において定置漁業及び区画漁業以外の漁業で農林省令で定めるものを営むとする者は、当該海域における漁業秩序がおおむね安定することとなる期間を考慮して農林省令で定めること）
（東京都知事の許可を受けなければならない。）

2 東京都知事は、前項の農林省令で定める小笠原諸島周辺の海域において、基準日に旧漁業法（明治四十三年法律第五十九号）第五条の免許に係る漁業権を有していた同法第四十二条第一項に規定する漁業組合の組合員であつた者又はその一般承継人で小笠原諸島に住所を有するものその他農林省令で定める者以外の者には、前項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可には、制限又は条件を附することができる。
（鉱業権の設定の出願に関する特例）

第十七条 小笠原諸島において基準日に旧鉱業法（明治三十八年法律第四十五号）による鉱業権者であつた者（以下この条において「旧鉱業権者」という。）又はその承継人が、この法律の施行の日から六月以内に、小笠原諸島における該当該旧鉱業権者の旧鉱業法による鉱業権の目的となつて、其広物と同量の広物を目的とする広

三条第三項の規定の適用については、同項中「地方自治法第七条第六項（市町村の設置の告示）」の告示による当該市町村の設置の日」とあるのは、「自治大臣の指定する日」と読み替えるものとする。

法定賃借権の目的となつた土地又は前項の申出のあつた時において国若しくは地方公共団体が権利を有する土地で公用若しくは公共の用に供するものと定められているもの（政令で定めるところにより公示されたものに限る。）については、その申出は、その効力を生じない。土地所有者等は、第一項の申出を受けた日から六十日以内に巨額の意思を表示しないときは、法定賃借権に係る賃貸借の解除をすることができない。

第十六条 小笠原諸島周辺の海域における漁業の操業制限
（小笠原諸島周辺の海域における漁業の操業制限）
2 東京都知事は、前項の農林省令で定める小笠原諸島周辺の海域において、基準日に旧漁業法（明治四十三年法律第五十九号）第五条の免許に係る漁業権を有していた同法第四十二条第一項に規定する漁業組合の組合員であつた者は、前項の一般承継人で小笠原諸島に住所を有するものその他農林省令で定める者以外の者には、前項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可には、制限又は条件を附することができる。

第十七条 小笠原諸島において基準日に旧鉱業法（明治三十八年法律第四十五号）による鉱業権者であつた者（以下この条において「旧鉱業権者」という。）又はその承継人が、この法律の施行の日から六月以内に、小笠原諸島における当該旧鉱業権者の旧鉱業法による鉱業権の目的となつていた鉱物と同種の鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、当該旧鉱業権者の鉱区であつた区域については、その者は、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二十七条の規定にかかるわらず、他の出願に対し優先権を有するものとし、同法第十四条第二項の規定は、その出願には適用しない。

三条第三項の規定の適用については、同項中「地方自治法第七条第六項（市町村の設置の告示）」の告示による当該市町村の設置の日」とあるのは、「自治大臣の指定する日」と読み替えるものとする。

（機関の特例）

第二十一条 小笠原村の長が最初に選挙されて就任するまでの間ににおいては、東京都知事が自治大臣の同意を得て任命した者をもつて村長の職務を行なう者（以下この章において「職務執行者」という。）とする。

第二十二条 職務執行者は、この法律及びこれに基づく政令で定めるもののほか、村長及び収入役の権限に属するすべての職務を行なう。

小笠原村は、議会が成立するまでの間においては、政令で定めるところにより、執行機関の附属機関として村政審議会を置かなければならない。

（議会の議員及び長の任期の特例）

第二十三条 第二十条の規定により読み替えて適用される公職選挙法第三十三条第三項の規定に基づいて自治大臣が指定した日から起算して四年を経過した日の前日までの間において選挙される小笠原村の議会の議員及び長の任期については、地方自治法第九十三条第一項及び第一百四十条第一項の規定にかかるらず、政令で特別の定めをすることができる。

（条例の制定手続の特例）

第二十三条 小笠原村においては、議会が成立するまでの間は、地方自治法第九十六条第一項第一号の規定にかかるらず、職務執行者が村政審議会の意見をきいて、条例を設け又は改廃することができる。

4 は、その期間満了の時に、その申出を承諾したものとのみなす。

土地所有者等は、基準日からこの法律の施行

3 第一項の許可又は前項の承認を受けないでした行為は、その効力を生じない。

(村の設置)
第十八条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十
七号）第五条第一項及び第七条第一項の規定に

小笠原村の長は、最初に招集された議会において、前項の規定による条例の制定について、その承認を求めなければならない。

5 後一年を経過するまでの間に第一項に規定する賃借権に係る賃貸借が合意により解約される場合その他の政令で定める特別の理由がある場合でなければ、同項の申出を拒絶することができない。

前項に定めるもののほか、第一項の申出を

4 前条及び前三項に定めるもののほか、特別賃借権に関する事項は、政令で定める。
(旧小作地についての賃借権に係る裁判)
第十五条 第十条の規定は、第十三条第一項の規定による賃貸借の借賃その他の条件について当事者間に協議がとのわないので準用する。

かかるわらず、この法律の施行の日に、東京都に属する小笠原諸島の区域をもつて小笠原村を置く。

第二十四条 職務執行者は、議会が成立するまでの間においては、その事務を管理し及び執行する場合において、地方自治法その他の法令によつて、議会の議決を要することとされているときは、これらの法令の規定にかかわらず、当該議決に付された命令の執行を怠らざるを以て充當する。

しようとする者がその申出に係る土地の土地所有者等を知ることができず、又はその所在を知ることができない場合の申出その他同項の申出に關し必要な事項は、政令で定める。

する。この場合において、第十条第一項中「土地又は建物等の状況」とあるのは、「従前の権利の内容、その土地の自然的条件」と読み替えるものとする。

笠原村に帰属する。
(設置選挙の特例)

決に代えて本政審議会の意見をきかなければならぬ。

関する法律において準用する場合を含む。) 又は水資源開発公団法(以下「国土総合開発法等」と総称する。)の規定により国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により国の機関に對してされている申請届出その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関に對してされた申請届出その他の行為とみなす。

附 則 (平成一〇年一〇月一九日法律第

一三五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成二三年五月二十五日法律第五

三号) この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。